

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

### 〈告 示〉

- 一 特約業者の指定の取消し（税務課）
- 二 身体障害者関係医師の指定（障害福祉課）
- 二 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生予防のための検査の実施（畜産課）
- 三 家畜伝染病予防法に基づく特定疾病又は監視伝染病の発生予防のための注射の実施（畜産課）
- 四 土地改良区の役員の就任届（耕地課）
- 四 県営土地改良事業変更計画の概要の縦覧（耕地課）
- 四 土地改良事業計画の適否決定（耕地課）
- 五 道路の区域変更及び供用開始（道路維持課）
- 六 道路の区域変更（道路維持課）
- 六 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）

### 〈公 告〉

- 六 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）
- 七 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）
- 七 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）
- 八 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出（障害福祉課）
- 八 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）
- 八 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告（中小企業課）
- 九 基本測量の終了の通知（用地対策課）
- 九 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 九 右 同

- 九 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 九 右 同
- 九 右 同
- 九 右 同
- 一〇 右 同
- 一〇 開発行為に関する工事の完了（建築課）
- 一〇 〈県営水道公告〉
- 一〇 特定調達契約に係る一般競争入札の実施
- 一一 〈選挙管理委員会告示〉
- 一一 政治資金規正法に基づき届出のあ

- 一三 つた政治団体の名称等
- 一三 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動
- 一四 政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等
- 一四 政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等
- 一五 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動
- 一五 〈監査委員公告〉
- 一五 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

## 告 示

### 奈良県告示第五百八十八号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第百十条第二項の規定により、奈良県奈良県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
マスオ商事株式会社	増尾 徹	奈良市三条大路一丁目一番九三号	平成十六年十二月三十一日

奈良県告示第五百八十九号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。  
 平成十七年三月十八日  
 奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	林 治博
医療機関の名称	林クリニック
医療機関の所在地	大和郡山市九条町 二九七-一 KY ビル三階
診療科目	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害）
指定年月日	平成十七年三月八日

奈良県告示第五百九十号  
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。  
 平成十七年三月十八日  
 奈良県知事 柿本善也

病名	結核病
実施の目的	発生予防
実施の対象となる家畜の種類及び範囲	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）
検査の方法	臨床検査及びツベルクリン皮内反応
ブルセラ病	発生予防
乳用牛（生後九十日未	臨床検査、凝集反応検査及

ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査、ヨーニン皮内反応及び免疫酵素抗体法
馬伝染性貧血	発生予防	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査
オーエスキー病	発生予防	豚及び飼育されている猪で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及びラテックス凝集反応検査
豚繁殖・呼吸障害症候群	発生予防	豚で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査、間接蛍光抗体及び免疫酵素抗体法
豚流行性下痢	発生予防	豚で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和抗体法
伝染性胃腸炎	発生予防	豚で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和抗体法
ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認められたもの	ひな白痢全血急速凝集反応
ふそ病	発生予防	みつばちで採蜜に供するもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
牛海綿状脳症	発生状況及び動向把握	牛で満二十四ヶ月齢以上で死亡したもの	免疫酵素抗体法
			び補体結合反応検査

伝染性胃腸炎		豚流行性下痢		豚繁殖・呼吸障害症候群		病		オースキー		馬伝染性貧血		ヨーネ病		ブルセラ病		結核病		病名		実施する区域及び実施の期日		伝達性海綿状脳症	
県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		県の全域		実施する区域		実施の期日		発生状況及び動向把握	
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		実施する区域		めん羊及びやぎで満十二ヶ月齢以上で死亡したものの	
																						ウエスタンブロット法	

炭疽		病名		実施の目的		実施の対象となる家畜の種類及び範囲		注射の方法	
発生予防		炭疽		実施の目的		実施の対象となる家畜の種類及び範囲		注射の方法	
牛		炭疽		実施の目的		実施の対象となる家畜の種類及び範囲		注射の方法	
乳用牛及び発生予防上 適当と認めたとその他の		炭疽		実施の目的		実施の対象となる家畜の種類及び範囲		注射の方法	
炭疽生ワクチンを皮下注射する。		炭疽		実施の目的		実施の対象となる家畜の種類及び範囲		注射の方法	

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第五百九十一号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條第一項の規定により、次のとおり注射を受けることを命ずる。  
平成十七年三月十八日

三 その他  
詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

伝達性海綿状脳症	牛海綿状脳症	ふそ病	ひな白痢	三月三十一日まで
県の全域	県の全域	県の全域	奈良市矢田原町	三月三十一日まで
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	三月三十一日まで

豚丹毒	発生予防	繁殖豚及び肥育豚	豚丹毒生ワクチンを皮下又は筋肉内注射する。
-----	------	----------	-----------------------

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
炭疽 <sup>ま</sup>	県の全域	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
豚丹毒	県の全域	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

奈良県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本郷土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年三月十八日

一 退任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 西岡 友秋 宇陀郡大宇陀町大字本郷九三七
- 〃 山岡 準一郎 迫間四五〇
- 〃 福田 節司 本郷一七二八
- 〃 東山 弘 二四一四
- 〃 阪本 勇夫 二二四四
- 〃 鍛冶本 英俊 五〇八

奈良県知事 柿本善也

- 監事 津崎 寿一 〃 一八八五
- 〃 森本 敬史 〃 迫間三五三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 西岡 友秋 宇陀郡大宇陀町大字本郷九三七
- 〃 山岡 準一郎 迫間四五〇
- 〃 福田 節司 本郷一七二八
- 〃 東山 弘 二四一四
- 〃 阪本 勇夫 二二四四
- 〃 鍛冶本 英俊 五〇八
- 〃 津崎 寿一 一八八五
- 〃 森本 敬史 迫間三五三

奈良県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・和爾地区）計画を変更しようとするので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十七年三月二十二日から同年四月十一日まで

二 縦覧場所

天理市役所

三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書を提出することができる。

奈良県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年三月十一日次の表の上欄の者の協議に係

る土地改良事業計画は、適当と決定した。  
 なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

協議者 田原本町長 森晃一	事業計画 農村振興総合整備統合補助事業 田原本地区	縦覧期間及び場所 平成十七年三月二十二日から同年四月十一日まで 田原本町役場
---------------------	---------------------------------	--

奈良県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

区間 吉野郡十津川村七色 三九五番一先から	区域変更の前後別の敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
前	六・〇	二、二九五・六	
A			

四 供用開始の区間

吉野郡十津川村七色 一五五番三九先まで	吉野郡十津川村七色 三九五番一先から	吉野郡十津川村七色 一五五番三九先まで	一六・〇	
後				
B		A	六・〇	
一、七〇〇・〇		一六・〇	二、二九五・六	
一、七〇〇・〇		一六・〇		
一、七〇〇・〇				うち七色高架橋1号橋二一四・〇メートル、七色高架橋2号橋二五〇・〇メートル、七色高架橋3号橋二三〇・〇メートル、七色高架橋4号橋二五〇・〇メートル、七色高架橋5号橋二五〇・〇メートル、七色高架橋6号橋三〇〇・〇メートル、七色高架橋7号橋（部分供用）一四三・〇メートル

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分  
供用開始年月日  
平成十七年三月十九日

奈良県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十六号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
檀原市四条町六五一番 一先から	檀原市四条町六一八番 一先まで	前	一一・二 二九・四	三〇九・〇	
		後	二九・四	三〇九・〇	

奈良県告示第五百九十七号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条

第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。  
平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称  
檀原市五条野土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成八年一月九日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
檀原市五条野町、葛蒲町二丁目、葛蒲町三丁目及び葛蒲町四丁目の各一部
- 四 事務所の所在地  
檀原市八木町一丁目一番一八号
- 五 設立認可の年月日  
平成八年一月九日
- 六 解散認可の年月日  
平成十七年三月十八日

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
株式会社大 阪きもの着 付学院	大阪市中央区南 久宝寺町四一五 一一一	ハローサン	香芝市白鳳台 二一三三一一 三	居宅介護	平成十七 年三月十 六日

有限会社や 事業所	香芝市磯壁一	介護ステ一	香芝市磯壁一	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
有限会社水 谷総合介護	葛城市新在家四 九	ケアステ一 シヨンここ ろ	葛城市新在家 四九	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町三 九二一	有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町 三九二一	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。  
平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町三 九二一	有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町 三九二一	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
有限会社水 谷総合介護	葛城市新在家四 九	ケアステ一 シヨンここ ろ	葛城市新在家 四九	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
有限会社や すらぎ工房	香芝市磯壁一 一〇〇〇一六	介護ステ一 シヨンやす らぎ工房	香芝市磯壁一 一〇〇〇一 六	居宅介護	平成十七 年三月十 六日

有限会社水 谷総合介護	葛城市新在家四 九	ケアステ一 シヨンここ ろ	葛城市新在家 四九	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町三 九二一	有限会社社 福寿ケアサ一 ビス	五條市三在町 三九二一	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
社会福祉法 人ちいろば 会	生駒郡三郷町勢 野北五一六一	ちいろば生 活支援セン ターG・H 「ユイマー ル」	北葛城郡王寺 町久度一一 三一二二	地域生活援 助	平成十七 年三月十 六日
株式会社大 阪きもの着 付学院	大阪市中央区南 久宝寺町四一五 一一一	ハローサン	香芝市白鳳台 二一二三一 三	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。  
平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

すらぎ工房	一〇〇〇一六	シヨンやす らぎ工房	一一〇〇〇一 六	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
-------	--------	---------------	-------------	------	--------------------

有限会社や すらぎ工房	香芝市磯壁一 一〇〇〇一六	介護ステー ションやす らぎ工房	香芝市磯壁一 一〇〇〇一	居宅介護	平成十七 年三月十 六日
社会福祉法 人徳眞会	橿原市飯高町上 西殿一六	めばえハウ ス	橿原市西池尻 町二五〇一二	地域生活援 助	平成十七 年三月十 六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指  
定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	廃止年月 日
特定非営利 活動法人芽 ばえの会	橿原市鳥屋町一 一二五	めばえハウ ス	橿原市西池尻 町二五〇一二	地域生活援 助	平成十七 年三月十 五日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境  
部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日  
平成十七年二月八日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人健康食品安全情報センター
- 三 代表者の氏名  
高川実

四 主たる事務所の所在地  
奈良市五条西二丁目一七番二一

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数のものに対して、健康関連製品（健康食品、健康器具）  
の有効性及び安全性に関する情報を公開することにより、健全な業界の発展と共に  
市民の健康と安全を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市  
から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。  
平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）アクロスプラザ天理  
所在地 天理市岩室町七三の一番地他
- 二 天理市から聴取した意見の概要
- 1 関係各課と締結している本市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項の遵守並び  
に都市計画法・大規模小売店舗立地法等関係法令を遵守してください。
- 2 大規模小売店舗立地の事前協議事項を遵守ください。
- 3 交通に関して下記の事項を遵守ください。
  - (一) 車両の出入口や交通の要点には、交通整理員を配慮すること。
  - (二) 特売日等、既存の駐車場が車が処理できないことが予想される場合は、臨時駐  
車場を設けるなど、施設周辺に迷惑駐車することのないように対処すること。
  - (三) 交通整理員の配置人員・時間・場所等は、施設周辺の交通渋滞の状況に応じて  
増強する等の措置をとること。
  - (四) 商品配送車両等が時間待ちで、施設周辺に迷惑駐車することのないよう徹底す  
ること。



- (五) 交通問題の苦情等に関しては、責任をもって対処すること。
- (六) 交通安全対策を講じる必要があるときは、天理警察署及び市役所地域安全課と協議すること。
- (七) 交通安全対策等、天理警察署から指導があれば、それに従うこと。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十七年三月十八日から同年四月十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省  
 国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことに付いて通知がありました。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 測量の目的 基本測量（一等磁気測量）

二 測量の地域 吉野郡十津川村

三 測量の終了年月日 平成十六年十月三十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から  
 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（登美ヶ丘駅周辺及び押熊町  
 西地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良  
 県土木部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から  
 大和都市計画地区計画（大和都市計画生駒市（仮称）登美ヶ丘駅前地区）の決定に係る  
 図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課に  
 おいて縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
 十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画  
 ）防火地域及び準防火地域の変更（奈良市決定）に係る図書の写しの送付があったので、  
 同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
 十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画  
 ）高度地区の変更（奈良市決定）に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の  
 規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
 十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更（  
 生駒市決定）に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県  
 土木部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
 十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画高度地区の変更（生駒市決定）に  
 係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画  
 課において縦覧に供する。  
 平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画地区計画（大和都市計画生駒市白庭台地区）の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年三月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十一月十九日第七四一一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十日第六一九五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十日第三九三九号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市膳夫町五七二番地ノ二、五九四番地ノ二及び五九七番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市朝日町一番五八号 ドムール大和郡山五〇三号

第一不動産販売 代表者 鹿乗一清

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市膳夫町五七二番地ノ二及び五九四番地ノ二の各一部

水路 橿原市膳夫町五七二番地ノ二の一部及び五九七番地ノ三

一 許可番号

平成十六年十二月一日第七四一一三三二号

平成十七年二月二十二日第七四一一三三二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月十日第六一九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月十日第三九三三八号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市尺土五六番地ノ一、五六番地ノ二及び五七七番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市尺土五六番地ノ一、五六番地ノ二及び五七七番地ノ一の各一部

下水道 葛城市尺土五六番地ノ二及び五七七番地ノ一の各一部

県営水道公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成17年3月18日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

粉末活性炭（ウエット50%）の購入

2 品質規格

(1) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月厚生省令第15号）第1条第16号の規定に基づく基準に適合すること。

(2) 奈良県水道局規格に適合すること。

3 購入予定数量

300トン

4 納入期間

契約日から平成18年3月31日まで

<p>5 納入場所 桜井浄水場接合井（榛原町角柄地内）</p> <p>6 入札方法 入札は、1トン単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までの条件をすべて満たし、かつ、この物品に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間に、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号。以下「契約規程」といいます。）第3条の規定に基づき、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目I2の化学工業薬品で登録しているものであること。 なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行い、入札日までに資格を有しなければなりません。 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101 内線4718・4719</p> <p>(4) この公告に示した調達物品の品質規格に合致した物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>第3 競争入札参加資格の確認の手続 この物品の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p>	<p>1 申請書及び資料の様式の配布 申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。</p> <p>(1) 期間 平成17年3月18日（金）から4月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 場所 奈良市大森町57番地の12</p> <p>2 申請書及び資料の受付</p> <p>(1) 期間 平成17年4月7日（木）から同月11日（月）までの午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 場所 第3の1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。</p> <p>(4) 提出部数は、各一部とします。</p> <p>第4 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階） 電話（代表）0742-25-0771 内線336</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成17年4月15日（金） 午後2時から 奈良県奈良総合庁舎内5階会議室A・B</p> <p>3 入札の日時及び場所 平成17年5月10日（火） 午後2時から 奈良県奈良総合庁舎内5階会議室A・B</p>
--	---

- 4 郵便による入札  
 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「粉末活性炭（ウェット50%）に係る入札書」と朱書して、入札日の前日までに到着するようにしてください。
- 第5 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とします。
  - 2 入札保証金及び契約保証金  
 契約規程に定めるところによる。
  - 3 入札者に要求される事項
- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
  - (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 4 入札の無効  
 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札及び契約に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 5 契約書作成の要否等
- (1) 要します。
  - (2) 落札者は契約締結後速やかに、当該調達物品が第1の2に掲げる品質規格に合致した物品であることを証明する書類を提出しなければなりません。
- 6 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 7 調達手続の停止等  
 この調達に関する苦情の処理手続きにおいて、契約締結若しくは執行を停止し、若しくは解除する場合があります。
- 8 手続における交渉の有無  
 無
- 9 その他

詳細は、入札説明書によります。

第6 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Powdered activated carbon (Wet 50%) of water works, 300 ton
- 2 Time Limit of Tender (by hand) : May 10, 2005 2:00p.m.
- 3 Time Limit of Tender (by mail) : May 10, 2005 0:00p.m.
- 4 Contact point for the notice: General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government  
 3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government  
 57-12 Omori-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8131 JAPAN  
 TEL 0742-25-0771 ext. 336

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第五二二二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓 喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山口満晃後援会	山村益市	山口精喜	吉野郡吉野町丹治一〇一五二一	平成十七年二月一日
鎌倉文枝後援会	鎌倉律夫	鎌倉律夫	北葛城郡王寺町本	平成十七年二月

奈良県選挙管理委員会告示第百二十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治  
 団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法

北門まもる後援会	北門護	北門修	三	平成十七年二月二十八日
吉村優子後援会	住野弘明	吉村功	葛城市山田二八三	平成十七年二月二十四日
菊水十三議会	早水正登	吉田実	奈良市南京終町六二一一	平成十七年二月十八日
大西ひろし後援会	大西宏	西山武	宇陀郡榛原町萩原二四五五―八	平成十七年二月十四日
藤本きよし励ます会	藤本善彦	小林恭一	吉野郡吉野町柳七〇二一二	平成十七年二月七日
河合町奥野しんすけを励ます会	河野五月三	谷本善史	北葛城郡河合町星和台一―六―一	平成十七年二月四日
阿古和彦後援会	植田隆	高松輝明	葛城市竹内三〇六	平成十七年二月四日
上野清行育てる会	矢野和夫	木谷啓子	香芝市白鳳台二―二五―一	平成十七年二月三日
			町五一―〇―一七	二日

第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党奈良県医療会支部	会計責任者	久保孝夫	中元藤茂	平成十七年二月十四日
自由民主党當麻支部	名称	自由民主党當麻支部	自由民主党當麻町支部	平成十七年二月二十八日
自由民主党新庄支部	名称	自由民主党新庄支部	自由民主党新庄町支部	平成十七年二月二十八日
自由民主党新庄支部	主たる事務所の所在地	葛城市當麻二一〇	北葛城郡當麻町當麻七〇	
自由民主党新庄支部	主たる事務所の所在地	葛城市北花内三五三	北葛城郡新庄町北花内三五三	

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
嶋田悠紀夫後援会	代表者	谷野寿之輔	増井峯雄	平成十七年二月二十八日

島田安夫育てる会	代表者	山本雄三	山尾保司	平成十七年二月八日	月二日
大日本菊水会0機 関	会計責任者	南部嘉成	小濁かおる	平成十七年二月十四日	
はり真夕美後援会	会計責任者	畷幹雄	南利夫	平成十七年二月十七日	
児島悦子後援会	主たる事務所の所在地	葛城市兵家一四五―一	北葛城郡当麻町兵家一四五―一	平成十七年二月二十二日	
広陵町柿本よしや 後援会	代表者	平岡仁	野村晃義	平成十七年二月二十八日	
	会計責任者	和田建三	吉村忠之		
	主たる事務所の所在地	北葛城郡広陵町萱野三一〇―四	北葛城郡広陵町正相八八―一		

奈良県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十七年三月十八日

（その他の政治団体）

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
河合町奥野誠亮を励ます会	中山利治	平成十七年二月一日
久世きみたか奈良県後援会	山田幸男	平成十七年二月二十四日
中井神一後援会	更谷宏	平成十七年二月十五日
奈良県と郷土御所市を語る会	杉村寿夫	平成十六年十二月三十一日
松田光雄後援会	松田光雄	平成十七年二月十五日
山口満晃後援会	山村益市	平成十六年十二月三十一日

奈良県選挙管理委員会告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十七年三月十八日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

公職の候補者	資金管理団体
届出者の氏名	公職の種類
政治団体の名称	主たる事務所の所在地
代表者の氏名	届出年月日
杉村寿夫	奈良県議会
奈良県と郷土	御所市室一二七
杉村寿夫	平成十七年二

議員	御所市を語る会	八一一	月十五日
議員	松田光雄後援会	吉野郡下市町大字仔邑二〇四	平成十七年二月十五日
議員	松田光雄		

奈良県選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
児島悦子	児島悦子後援会	主たる事務所所在地	葛城市兵家一四五五一	北葛城郡当麻町兵家一四五五一	平成十七年二月二十二日
		公職の種類	葛城市議會議員	当麻町議會議員	

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成

14年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。  
平成17年3月18日

監査の特定事件（テーマ）

奈良県下水道事業について

奈良県監査委員 大倉 倉  
奈良県監査委員 中山 實  
奈良県監査委員 山本 進  
奈良県監査委員 中野 雅  
奈良県監査委員 史

監査の結果に基づき講じた措置について

所 属 下 水 道 課

監 査 結 果	措 置 内 容
<p>1. 公有財産の権利保全</p> <p>(1) 未登記土地                      未登記状態の土地が、10件、面積合計2,015.21㎡、支払額合計20,417千円ある。未登記理由は共有所有土地で、共有者の一部と売買契約または相続関係が未了で所有権移転登記の未登記が3件、区分地上権の設定が未登記となっているものが1件、移転登記の前提とした分筆登記の未登記が6件ある。これらの土地については、公有財産の登記を求めている奈良県公有財産規則第11条第1項の規定に準拠してない。また、未登記状態では、公有財産の権利保全上も問題があるため、早急に対策を講じ登記を行う必要がある。</p> <p>② 建物の登記                      下水道課所管の建物92棟のうち管理棟、汚泥処理棟については登記が行われているが、87棟について登記手続きが行われていない。奈良県公有財産規則にのっとり登記を行う必要がある。</p> <p>(2) 公有財産の管理                      ① 公有財産台帳の記載不備                      流域下水道事務所所管の土地取得台帳と登記簿謄本との面積不一致、公有財産台帳に記載不備（建物の記載漏れ、建物除却処理の記入漏れ、工作物の移管記入漏れ）があった。公有財産台帳の記載を正しく行い、帳簿管理を十分に行う必要がある。</p> <p>② 異動報告書の未提出                      公有財産台帳の正本を管理している総務部長への異動報告書の未提出（土地用途替え報告、建物取得報告、工作物取除要件に該当する事象が生じた場合は、遅延なく総務部長へ異動報告書の提出を行う必要がある）。</p> <p>2. 工事設計等の委託契約                      平成13年度末近くに締結した工事設計契約で、当初契約期間が短く、契約後大幅な期間変更を行い、次年度に繰り越しているものが、この国の補助事業で複数年度契約が認められないためであるが、このよ</p>	<p>未登記土地10件のうち3件210.69㎡については、所有権移転登記を完了し、3件については相続調査を終了し登記を進めている。残る相続関係3件、区分地上権1件については、引き続き関係者の協力を得て未登記の解消に努めていく。</p> <p>建物の底地整理が完了してないため未登記となっている建物については、早期に整理を進め登記手続きを行っていく。また、順次処理施設等については、増設中の施設の完成時期等を勘案し、順次登記を行っていく。</p> <p>土地取得台帳と登記簿謄本との面積不一致については、管財課と協議の上台帳を整備し県有財産表との整合を行った。建物台帳の記載不備、工作物の移管記入漏れについては、建物及び工作物の台帳を適正に整備した。</p> <p>異動報告書の未提出については、県有財産表の正確な開示のため一括報告を行った。今後は、提出漏れないようその都度異動報告書を提出する。</p> <p>年度末近くに国庫認証を受けた分の契約については、次年度に繰り越す等の事情もあるが、今後、国庫認証の早期確保に努めるとともに、適切な工期での契約に努めていく。</p>



監 査 結 果	措 置 内 容
<p>うな無理な契約期間を設定するべきではない。入札の公平性及び透明性を高めるため、無理に年度末ぎりぎりの契約とはせず、可能な限り適切な工期の契約、または次年度の契約とする必要がある。</p> <p>3. 下水道公社における事務の執行                      (1) 会計処理上の問題事項                      ① 棚卸資産の資産計上の必要性                      棚卸資産については、購入時に費用処理を行っており貸借対照表には計上されていない。また、金額ベースでの在庫の受払管理がなされていない。推定量に基づく平成14年3月末の棚卸資産金額は、35,722千円である。貸借対照表において、期末実地棚卸に基づく棚卸資産の計上が必要である。</p> <p>② パソコンとソフトウェアの耐用年数の適用誤り                      パソコン及びソフトウェアの耐用年数を6年として減価償却費を計算しているが、パソコンは4年、ソフトウェアは5年である。平成13年度の決算書上、減価償却費が3,640千円過少に計上されている。平成14年度からは正しい耐用年数により減価償却費を計算する必要がある。</p> <p>③ 退職給与引当金の計上過大                      平成9年度から平成13年度までの決算書上、退職給与引当金は434千円で同一金額である。平成13年度の正しい金額は100千円であり、334千円過大計上されている。退職給与引当金は、毎期見直し適正な額を計上する必要がある。</p> <p>(2) 物品の管理について                      ① 下水道公社が下水道課から借用している物品について、今回、下水道公社が現品の有無を調査したところ、現品のないもので、県への報告を行っていない物品が見された。現品のないものについては、速やかに県に報告するとともに、物品台帳を整理する必要がある。</p> <p>② 下水道公社へ貸与された物品に関する下水道課における物品台帳の記載が適切でない状況があった。処分については、払出の数量記述があるものの、払出日の記入がされていない。下水道公社での借用物品の現物照合の結果を受け、下水道課における下水道公社貸付物品についての物品台帳の記入を完全に行う必要がある。</p>	<p>適正に処理を行った後、平成15年3月31日に下水道公社が解散された。</p> <p>適正に処理を行った後、平成15年3月31日に下水道公社が解散された。</p> <p>適正に処理を行った後、平成15年3月31日に下水道公社が解散された。</p> <p>下水道公社において物品の残高を精査し、平成15年1月8日に奈良県に報告された。また、物品台帳については、適正に整理を行った。</p> <p>下水道公社において貸与物品について精査し、平成15年3月31日の下水道公社の解散に伴い、奈良県に返却された。また、物品台帳の記載等について整理を行い、流域下水道センターに保管転換を行った。</p>

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

